

第3回日韓特殊教育セミナー報告 NISE and KISE Third Seminar on Special Education, 2003

石川政孝 大崎博史 佐久間栄一 海津亜希子
(重複障害教育研究部) (重複障害教育研究部) (国立久里浜養護学校) (病弱教育研究部)

I はじめに

「日韓特殊教育セミナー」は独立行政法人国立特殊教育総合研究所（NISE）と韓国国立特殊教育院（KISE）の間で平成7年（1995年）に締結された協力協定に基づく取り組みの一環として開催される特殊教育国際セミナーで、日韓の特殊教育における成果と課題について、両国で共有し確認するとともに今後の方向性を探る目的で定期的に開催されるものである。

第1回は、平成13年2月（2001年）に当研究所において、「日韓の特殊教育の現状と今後の方向」、第2回は平成14年2月（2002年）に韓国国立特殊教育院において「日韓の特殊教育デリバリーシステムの現状と将来の見通し」をテーマに開催され、第3回は平成15年2月に当研究所で開催された。

II 第3回日韓セミナーの概要

1. セミナーの主旨

本セミナーは、独立行政法人国立特殊教育総合研究所と韓国国立特殊教育院との協力協定に基づき、定期的に開催するものである。本セミナーの成果は両国で共有し、両国の特殊教育の発展に寄与するものである。

2. セミナーのテーマ

日韓の重度・重複障害教育の現状と今後の方向性

サブテーマ1：日韓の重度・重複障害教育の現状と課題

サブテーマ2：日韓の重度・重複障害の教育カリキュラム

サブテーマ3：日韓の重度・重複障害の授業研究

3. 日程

平成15年2月25日（火）～28日（金）

25日（火）来日

26日（水）日韓セミナー

会場：国立特殊教育総合研究所

27日（木）学校訪問 国立久里浜養護学校および
川崎市立稻田小学校

28日（金）午前 特殊教育セミナーⅡ参観
(オブザーバー参加)

横浜国立大学 教育文化ホール
午後 帰国

4. 参加者

① 日本側からの参加者

国立特殊教育総合研究所の研究職員等

国立特殊教育総合研究所の長期研修員

国立久里浜養護学校教員

一般参加者（大学・特殊教育教員）

・関東地区の教育大学の教官・大学院生・留学生等

・関東地区的現場教員

② 韓国側からの参加者

鄭 東一 国立特殊教育院 教育研究士

金 慶鎮 国立特殊教育院 教育研究士

朴 成淑 大田ソンセヂュアル学校 教諭

5. 特殊教育セミナープログラム

10:00 開会挨拶 細村迪夫理事長

10:10 韓国側挨拶 KISE参加者

10:20 日韓それぞれの発表と質疑応答

テーマ1：日韓の重度・重複障害教育の現状
と課題

（主に教育制度等政策的な内容についての討議）

日本側発表：石川 政孝

重複障害教育研究部
主任研究官

韓国側発表：鄭 東一

国立特殊教育院
教育研究士

13:00 日韓それぞれの発表と質疑応答

テーマ2：日韓の重度・重複障害の教育カリ
キュラム

（主にカリキュラムについての討議）

日本側発表：大崎 博史

重複障害教育研究部
研究員

韓国側発表：金 慶鎮
国立特殊教育院
教育研究士
テーマ3：日韓の重度・重複障害の授業研究
(指導事例を通して、両国の授業について比較研究)
日本側発表：佐久間栄一
国立久里浜養護学校
教諭
韓国側発表：朴 成淑
大田ソンセヂエファ
ル学校 教諭

主題発表1：重度・重複障害教育の現状と課題

日韓両国において近年障害児教育が普及・発展したことに伴い、障害の重度・重複化への対応は共通の課題の一つである。

本セッションでは、韓国と日本の両国それぞれが重度・重複障害教育の制度をいかに確立し、いかなる政策を実施し、さに今後どのような方向で障害の重度・重複化への対応の充実を図るかについて報告し、協議を行った。

1 韓国における重度・重複障害教育の現状と課題

(1) 重度・重複障害教育の動向

韓国では、1994年の特殊教育振興法の全面改正により分離教育から「一つの教育」、「一般教育と共にする教育」へ国家レベルで方向を転換し、あらゆる障害児童の教育成果を向上しようとする国家特殊教育政策のもとで、重度・重複障害教育の充実についても関係行政機関間の調整・統合の上で計画・実施され、国立特殊教育院はそのシンクタンクとしての役割を果たしている。

特殊教育振興法改正により特殊教育対象児童のカテゴリーに「重複障害」、「健康障害」及び「自閉性発達障害」を追加規定するための準備が進められている。

重度・重複障害のある児童生徒の大部分は、136校の特殊学校に配置され、一部は家庭、施設・病院などで在宅巡回教育を受けている。分離型特殊教育体制である特殊学校の教育対象者が急激に重度・重複化しており教師の教授－学習方法改善に対する負担が増大している実情がある。

在宅巡回教育とは、現在特殊教育の対象者に選ばれた障害のある児童生徒の家庭及び障害者福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉館及びその他施設、施設派遣学級を訪問して特殊教育を支援する教育形態であり、2002年現在319学校、216家庭と施設を訪問し、257学級2,072人を416名の教師が指導している。

重度・重複障害教育の学校教育の方向として、機能的教

育課程の適用、最小限の制約的環境への配置、教育内容の連続性、地域社会中心の教授、関連サービスの統合的提供、社会的統合の強調、多様な補助工学的支援（訳注：アシスティブ・テクノロジー）などに重点がある。

現行の特殊学校教育課程（教育部、1998）である国民共通基本教育課程と基本教育課程が適用できない重度・重複障害のある児童生徒の代替教育課程では、教科目別でない教科教育課程と特別活動、裁量活動を統合した統合教科課程と治療教育活動の2領域で学校教育課程を編成して運営する事例が見られる。

重度・重複障害のある児童生徒の教授学習について、強調される事項として、多様な補助工学的接近（アシスティブ・テクノロジー）による教授-学習、地域社会中心教授-学習、治療教育的接近による教授-学習、拡大・代替コミュニケーション指導（AAC）の強化、社会統合化を追求した教授-学習、情報通信技術（ICT）を活用した教授-学習方法による部分的参加（partial participation）、個別教授方法を兼ねそなえた協同学習方法である。

(3) 重度・重複障害教育の政策の動向

韓国の特殊教育政策の指針である2003年特殊教育運営計画（教育人的資源部、2003）では、重度・重複障害によって今まで特殊教育を受けられないでいる障害のある児童生徒の実態把握をすること、在宅・巡回教育を福祉施設、家庭、リハビリテーション病院などに巡回教師の派遣を拡大すること、就学猶予者に対する就学強化対策として「特殊教育運営委員会」審査以後にも決定できるようにすること、また、全国の特殊教育機関に補助員制の導入を通して重度・重複障害のある児童生徒の統合教育機会の拡大及び教育の質の改善のため支援を図ること等の施策が提示された。

(4) 国立特殊教育院の政策への積極的な関与

2002年に国立特殊教育院は、在宅障害児教育の支援体制構築を研究課題として、重度・重複障害を含む全ての障害のある児童生徒の教育支援のため、特殊教育実態調査制度の立法化、在宅障害児の教育機会の拡大、省庁間の調整・組織の見直しなどを含んだ総合的かつ具体的な施策を提示し、重度・重複障害教育の充実を含めた特殊教育の振興のための重要な役割を担っている。

(5) 最近の大きな動向

2003年1月15日に保健福祉省、労働省、教育人的資源省、文化観光省、建設交通省及び情報通信省の6省が合同で障害者発展方策を発表した。また特殊教育については2003年から2007年までにすべての障害児教育の成果及び法律を向上させるための障害児発展総合計画案を準備している。

この2つの計画には巨額の予算を必要とするが、2007年には韓国の中等教育は飛躍的に向上するであろう。

2 日本の重度・重複障害教育の現状と課題

(1) 重度・重複障害教育に関する基本的施策

1975年「特殊教育の改善に関する調査研究会」(会長辻村泰男)は重度・重複障害児に対する学校教育のあり方について報告(以下、この報告を辻村答申と略す)し、以後日本における重度・重複障害児教育に関する施策の一つの指針となったと考えられる。

辻村答申が提案した重度・重複障害児に対する教育の改善のための施策は、1) 盲・聾・養護学校の整備、2) 在宅児に対する訪問指導、3) 就学猶予・免除の運用、4) 就学指導体制の整備、5) 専門教員の養成・確保であった。重度・重複障害教育の実際の対応は、障害児の全員就学の基本的な施策を含めて基本的に各都道府県及び政令指定都市のレベルにおいてそれぞれの地域の事情に応じて進められ、その中で先駆的な取り組みが徐々に全国に広がり、その実践の積み重ねが公立学校の適正配置や教職員定数の標準に関する法律等の法整備を推進してきた。

(2) 重度・重複障害教育の現状

重度・重複障害のある児童生徒の教育の場は、特殊教育諸学校が中心である。2001年現在、盲・聾・養護学校の重複障害学級に在籍する児童生徒数は、22,438人で、全体の44.6%を占めた。また、障害を理由として就学猶予免除を受けている児童生徒は、全国で全学齢児童生徒数の0.001%、実数にして147人である。

訪問教育制度は、養護学校に通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、養護学校等の教員が、家庭、児童福祉施設・医療機関等を訪問して行う教育であり、重度・重複障害児の多様な教育の場を支えてきた。

2001年現在、訪問教育を受けている児童生徒数は、3,283人で、その内訳は義務教育段階で2,388人(小学部1,494人、中学部894人)及び高等部(2000年度から全国で実施)895人であるが、訪問教育の対象児童生徒数は、在宅の重度・重複障害児が盲・聾・養護学校に通学するケースが増え年々減少傾向にある。訪問教育対象の児童生徒には、重度・重複障害児だけでなく、教科の授業を受けることができる児童生徒も含まれており、訪問教育を担当する教員は訪問の回数や指導時間数、指導の場などの制約がある中で、児童生徒の多様な実態に応じた指導をすることが求められている。

(3) 重度・重複障害教育の課題

1) 近年、経管栄養や痰の吸引、気管切開の衛生管理、人工呼吸器などを含む呼吸管理、導尿など常時医療的なケア

を要する重度・重複障害児が「医療体制のない盲・聾・養護学校」へ通学するケースが増える傾向が全国的に進んでいる。現在、都道府県等のレベルで、医療的なケアを要する児童生徒が安全で安心して教育を受けることができるよう教育、医療、福祉が緊密な連携を図るシステムづくりが試行的に実施されている。

2) 1999年に改訂された新学習指導要領には個別の指導計画の作成が明記されたが、重度・重複障害児の教育に当たる一人一人の教員の力量にその質的充実が委ねられている。国立特殊教育総合研究所は、短期及び長期の研修事業を実施し、各学校の指導的役割となる中核的存在を養成してきた。また大学においても重複障害教育に関わる教員の養成が行われている。

今後、特殊教育から特別支援教育へ転換が図られる中で、重度・重複障害教育の専門性をどう位置づけ、確保していくかが大きな課題となるであろう。

3) 重度・重複障害教育の教育実践においては、一人一人の実態や地域の状況に合わせて、健康の維持増進に基盤をおいて指導方法や内容を吟味しながら、人間としての発達を促し、その能力を十分に伸ばすためのより効果的な指導計画を作成することが求められている。重度・重複障害児を一人の主体的な生活者、学習者としてとらえ、普通の生活の中で一人ひとりがそれのものつ能力を活かして家族や友だち・地域社会の人々とのコミュニケーションや主体的な探索活動を促進し、人間形成をしていく過程を計画的に支援する実践を積み重ねることが重要である。特に、ノーマライゼーションの世界的な動向の中で、重度・重複障害児の社会参加と自立に向けた教育方法・内容について、当研究所が各学校や地域での教育実践を集約し、教育、医療、福祉の連携の中で重度・重複障害教育に携わる関係者に示していく必要があると考える。

3 本セッションを実施してのまとめ

韓国と日本それぞれの重度・重複障害児への政策やその実施方法・状況等は異なる点が多いが、韓国の発表者鄭東一教育士の結びの言葉「重度・重複障害教育において、彼らも学習することができ、実際に多くのことを学んでいるという認識をする時、彼らの生活の質を変化させる教育ができると考えられる。」に大いに共感した。

今後、さらに重度・重複障害児のQOLの向上を図る教育方法・内容の実践的研究が必要であるが、重度・重複障害教育の分野における多様な教育の場の条件整備、教材教具の開発及び教育方法・内容の開発などの具体的な課題を通して韓国特殊教育院と密に情報交換や研究協議を重ね、継続発展することが、韓国と日本両国の重度・重複障害教育のより一層の充実につながると考える。

主題発表2：重度・重複障害の教育カリキュラム (発表者 韓国側：金 慶鎮、日本側：大崎博史)

はじめに、韓国の金慶鎮教育研究士から「重度・重複障害の教育について」というテーマのもとに報告が行われた。

韓国では、第7次教育課程が、2000年3月1日より開始し、2004年3月1日までに学校級別、学年別に完全実施されることになっている。

この教育課程は、特殊教育振興法第10条によって、特殊教育対象者が就学する幼稚園、初・中等学校、特殊学校の教育目的と教育目標を達成するための国家水準の教育課程で、国家水準の共通性と地域、学校、個人水準の多様性を同時に追求して、学習者の自律性と創意性を伸張するための児童生徒中心の教育課程となっている。

教育課程構成の方向性としては、めざす人間像として、公益人間の理念の下、すべての国民は人格を陶冶されなければならず、自主的生活能力と民主社会として必要な資質をそなえ、人間らしい生活を営み、民主国家の発展と人類共栄の理想実現のため尽くすことを目的としている。この教育理念を具現化するため、教育課程は、21世紀を生きる障害者が自己主導的に生きられるようになることを目的とし、障害を克服しようとする意志と能力を持った人を育てることにあるとしている。

教育目標としては、視覚障害・聴覚障害・肢体不自由学校の学校級(部)別に次の通りである。

- ①幼稚部の教育は、全人的成長のための基礎教育として、幼児の日常生活と学習に必要な態度を育てるに重点を置き、基本的な運動及び動作活動を通して身体機能を改善して、独立心を育てる。
- ②初等部の教育は、学習と日常生活に必要な基礎能力を育て、基本生活習慣の形成に重点を置き、日常的な運動及び動作活動を通して身体の活動範囲を広げて、障害の克服の意志を育てる。
- ③中学部の教育は、初等部教育の成果を基礎とし、学習と日常生活に必要な基本能力と民主市民としての資質を涵養するのに重点を置き、多様な運動と職業活動を通して姿勢を正し、自立意志を育てる。
- ④高等部の教育は、中学部教育の成果を基礎として、生徒の適正と資質に合う進路開拓能力と世界市民としての資質を涵養するのに重点を置き、応用動作化・心理的活動を通して均衡ある身体発達と対人関係能力を育てる。

教育課程の編成と時間配当基準として、教育課程は、幼稚部教育課程、基本教育課程、国民共通基本教育課程、高等部選択中心教育課程で構成される。

幼稚部教育課程は、健康生活、社会生活、言語生活、特別生活領域で構成される。

国民基本教育課程は、教科、治療教育活動、裁量活動、特別活動で構成される。

高等部選択中心教育課程は、教科、治療活動、特別活動で編成される。

具体的に、教科は、国語、道徳、社会、数学、科学、実技(家庭、技術)、体育、音楽、美術、外国語(英語)である。ただし、初等部1、2学年の教科は、国語、数学、正しい生活、楽しい生活及び「私たち」は1学年で実施する。

治療教育活動は、言語治療、聴能訓練、物理治療、作業治療、感覚・運動・知覚訓練、心理・行動適応訓練、歩行訓練、日常生活訓練である。

裁量活動とは、教科裁量活動と創意的裁量活動である。

特別活動とは、自治活動、適応活動、奉仕活動である。

韓国の教育課程の全般についての説明の後、重度障害及び重複障害のある児童生徒のための、ソウルにあるH養護学校の実際の教育課程運営事例について述べられた。

結論として、特殊教育振興法第2条1号に「特殊教育対象者の特性に適した教育課程、教育方法及び教育メディア等を通して実施する」と特殊教育を定義している。このような観点で障害のある児童生徒の教育は、一般学校の児童生徒とは違い、障害を克服して社会構成員として堂々と生きていくことができる能力を育てることであり、重度・重複障害のある児童生徒に対する教育はどんなに配慮しても行き過ぎることはない。したがって重度・重複障害教育は、教育課程をどのように編成するかによって教育の結果を左右するのであるとしている。

日本側から、「裁量活動の中の創意的裁量活動とはどのようなものであるか。」という質問があり、それに対して、一般学校と特殊学級、特殊教育学校では違うことについての説明がなされた。一般学校では、創意的裁量活動は、芸能、才能、適性で編成されているが、特殊教育学校等では、それらに加えて治療教育も含めて編成されていて、特に、肢体不自由、重度・重複障害のある児童生徒の学校では、治療教育が主に指導がなされているとのことであった。また、この時間は、各学校によってそれぞれ特性を持たせた時間であり、授業時数も学校によって増減ができるとのことである。

韓国側の重度・重複障害の教育課程については、科目毎に授業時数は最少と最多の時数が数値化されて定められているが、日本の特例のように、詳細なところまで言及がなされていない。そのため、重度・重複障害のある児童生徒の通常特殊学級、特殊教育学校の運営にあたっては難しい面もある。実際には、各学校等の実情によって教育課程の運用を変えているのが現状である。今後は、画一化、固定化された特殊教育の教育課程を融通の利くようなものにすることによって、全ての児童生徒に同じく教育の機会を与えられるようになるとを考えていることである。

日本側からは、大崎博史が「日本における重度・重複障害者の教育課程について」というテーマで報告を行った。具体的には、

1. 教育課程に関連する法令等について

教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、学習指導要領等法令等の、法令や省令、告示等について日本の教育法令について簡単に説明した。

2. 各学校で取り扱う各教科について

3. 各学校の教育課程編成で取り扱う各教科、領域等について

各学校で取り扱う教科や領域等についての具体的な名称について説明した。

4. 学習指導要領上の重複障害者について

5. 重複障害者に関する特例について（法令）

法令において、児童生徒の障害の状態等に応じた適切な教育を行うことができるよう、特例が定められていることを述べ、その一つ一つについての具体的な内容を説明した。

6. 重複障害者等に関する特例（学習指導要領上）

学習指導要領で他の障害を併せ有する児童生徒を教育する場合には、弾力的な教育課程を編成できることを説明した。

7. 知的障害を併せ有する場合の特例

8. 学習が困難な児童生徒に関する特例

9. 学習が著しく困難な場合の特例

各特例の具体的な内容と、その中の規定について詳細に説明した。

10. 訪問教育について

11. 訪問教育に関する特例

学校教育法第71条に基づく、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行うこと、その特例についてを説明した。

12. 通信により教育を行う場合の特例（高等部）

療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒について、各教科・科目の一部を通信により教育を行うことができることを説明した。

13. 重複障害者の授業数

重複障害者や療養中の児童生徒、訪問教育を受けている生徒の授業時数は、特に必要があるときは、小・中学校に準ずることなく、実情に応じた授業時数を適切に定めることができることを説明した。

14. 自立活動の指導内容の紹介

15. 重複障害者の指導における個別の指導計画

16. 個別の指導計画の実際

17. 個別の「教育支援計画」へ—今後の特別支援教育の在り方（中間まとめ案）

重複障害者の指導にあたっての個別の指導計画の作成についてと、実際に使用したことのある北海道拓北養護学校の個別の指導計画について説明した。また、今後、作成していく個別の教育支援計画について説明した。

韓国側からの質問として、以下のものがあげられた。

①学習が著しく困難な場合の特例において、道徳、特別活動については、その目標及び内容の全部を変えることはできないことに留意する理由は何か。

②通信により教育を行う場合の特例（高等部）において、内容に関する授業日数、授業時数についての規定がないのは何故か。

③個別の指導計画について、韓国では1995年に国立特殊教育院が必要にせまられて開示したが、資料にある個別の指導計画の様式に比べてやさしいものになっている。しかし、教育現場ではその作成に苦労しているようである。日本の様式を見ると、韓国に比べてより包括的な裁量が教師に与えられているように思い、作成するのは大変なことなのではないか。現状がどうなのかを教えてほしい。

質問に関する回答として、

①に対して、盲・聾・養護学校の年間授業時数の考え方、小学校部は小学校に、中学部は中学校に準ずることになっている。また、基本的には、各教科毎の時数も決まっている。その中で、道徳、特別活動の時数も決まっている。学校で教育を受けている児童生徒が同じ目的を持って教育を受けることは、障害の程度にかかわらず同じであるから目標及び内容の全部を変えることはできないと回答した。

②に対して、規定がないのは、生徒の実態に応じて弾力的な時間の扱いができるようにしているからである。今まででは、肢体不自由と病弱の養護学校高等部に通信による教育が認められていたが、今回からは盲・聾・養護学校の全てにこの特例が実施されることになった。この特例を利用されるのは、(訪問教育も実施できない)自宅療養等の長期欠席の方や、病気の方が訪問教育を受けているが、一人の教師で様々な教科の指導をすることができない場合等である。訪問教育と通信による教育を併用することが期待されている。

③に対して、資料にある個別の指導計画は、例示の一つである。韓国とは異なり、国としての統一された様式はない。学習指導要領では、重複障害者の指導において個別の指導計画を作成することになっている。日本では、各学校が児童生徒の実態や地域の事情に応じて工夫して作成している。また、個別の指導計画は書くことが目的ではなく、児童生徒の実際の指導に役立たせたり、情報を共有すること等、必要としているから作成しているということが重要である。様々な学校が作成した個別の指導計画を見ると、その学校がどこに重点を置いているのかがみえてくる。

重度・重複障害の教育課程については、韓国側も強い関心があるようである。私自身も、韓国の巡回教育の情報等、今後もいろいろな情報を収集していきたい。

